

## 議案第29号

備前市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

備前市長 吉 村 武 司

## 備前市条例第 号

備前市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例

備前市営バス運行事業に関する条例(平成19年備前市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「一般フリー定期乗車券」の次に「、片上和気線定期乗車券(市が発行したものに限る。)」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(マイナンバーカードを提示した場合に係る料金の特例)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間において、市営バスを利用する者が、市内に住所を有し、かつ、利用に際し当該利用者本人のマイナンバーカード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の提示した場合における別表第1の規定の適用については、同表中「200円」とあり、及び「100円」とあるのは「無料」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第29号参考資料  
備前市営バス運行事業に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(料金の還付)</p> <p>第6条 既納の料金は、還付しない。ただし、高齢者フリー定期乗車券、一般フリー定期乗車券、片上和気線定期乗車券(市が発行したものに限る。)又は学生フリー定期乗車券を購入した者で、当該乗車券の有効期限内に規則で定める払戻しの手続を行ったものは、別表第2の計算により算出された額を還付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>1 (略)</p> <p>(マイナンバーカードを提示した場合に係る料金の特例)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「<u>施行日</u>」という。)から令和7年3月31日までの間において、市営バスを利用する者が、市内に住所を有し、かつ、利用に際し当該利用者本人のマイナンバーカード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の提示した場<u>合</u>における別表第1の規定の適用については、同表中「200円」とあり、及び「100円」とあるのは「<u>無料</u>」とする。</p>	<p>(料金の還付)</p> <p>第6条 既納の料金は、還付しない。ただし、高齢者フリー定期乗車券、一般フリー定期乗車券</p> <p>____又は学生フリー定期乗車券を購入した者で、当該乗車券の有効期限内に規則で定める払戻しの手続を行ったものは、別表第2の計算により算出された額を還付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>